

令和 7 年 7 月 10 日

四万十町景観計画変更に関する意見募集について

本町では、豊かな自然と人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り、未来へ引き継ぐために、景観法に基づき「四万十町景観計画」を平成 20 年 8 月に制定しております。このたび、景観計画と文化的景観保存活用計画に定める計画区域や運用内容が一部整合していないことや、景観計画に定める重点区域の対象行為などに流域 5 市町で差異が生じているなど課題があったことから計画の変更を行いますので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

記

1 意見募集案件

『四万十町景観計画の変更について』

2 意見募集期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）～令和 7 年 7 月 31 日（木）

3 変更箇所

計画書本文の追加及び修正、景観条例及び景観条例施行規則の全部改正

4 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

- ① 本庁西庁舎 1 階閲覧所
- ② 大正地域振興局 1 階閲覧所
- ③ 十和地域振興局 1 階閲覧所
- ④ 興津出張所閲覧所

(2) 町ホームページによる閲覧

5 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 電子メールの場合

105010@town.shimanto.lg.jp宛てに送信

(3) 郵送の場合（送料はご負担願います。）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17 四万十町役場 企画課四万十川振興室あて

(4) F A X の場合

0880-22-3123

(5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎 3 階 企画課四万十川振興室へお越しください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。）

6 注意事項

- (1) 募集する意見は、変更箇所に関するものに限りします。
- (2) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

7 お問い合わせ先

四万十町役場 企画課 津野・西内まで	電 話	0880-22-3124
	F A X	0880-22-3123
	E メール	105010@town.shimanto.lg.jp